

○土岐市創業者店舗賃貸借促進補助金交付要綱

平成28年3月29日告示第43号

改正

平成30年8月27日告示第104号

令和4年3月24日告示第38号

土岐市創業者店舗賃貸借促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内で創業（産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第28項に規定する創業をいう。以下同じ。）した者の経営の安定と事業の発展を図るため、創業した者に店舗（工場、事業場その他の施設を含む。以下同じ。）又は店舗の敷地である土地（以下「店舗敷地」という。）を賃貸した者に対して予算の範囲内で補助金を交付することに關し、土岐市補助金等交付規則（昭和51年土岐市規則第20号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成30年告示104号・令和4年38号〕

(対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 創業者（産業競争力強化法第2条第29項に規定する創業者をいう。以下同じ。）が創業するための店舗又は店舗敷地を引き続き1年以上賃貸した者。ただし、同一生計者、共同経営者、被雇用者等に賃貸する場合（個人が自ら代表者を務める法人に賃貸する場合及び法人が当該法人の代表者個人に賃貸する場合を含む。）を除く。

(2) 前号の創業者が次のいずれにも該当する者

ア 土岐市認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明に関する事務取扱要綱（平成28年土岐市告示第39号）第4条第1項に規定する証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けた者

イ 当該創業に係る事業が次のいずれにも該当しない者

(ア) 常時従事する者がいない事業

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく許可を有する事業

(ウ) その他市長が適当でないと認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付を受けることができない。

(1) 前項第1号の店舗が大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条に規定する大規

模小売店舗の建物内である者

(2) 市税（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき市町村（特別区を含む。）が課している地方税をいう。）を滞納している者

一部改正〔平成30年告示104号・令和4年38号〕

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、賃貸した店舗及び店舗敷地に対して賦課された固定資産税額（都市計画税額を含む。以下同じ。）に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、店舗に事業以外に供される部分がある場合は、当該部分に対して賦課された固定資産税額を除いた額により計算する。

(交付期間)

第4条 補助金を交付する期間は、第6条の認定を受けた日（以下「認定日」という。）から起算して12月を経過した日の属する年度から3年間を限度とする。

2 創業の日から起算して5年を経過した場合、第2条の要件を欠いた場合又は事業を終了した場合には、それぞれ当該事由の生じた日の属する年度以降は、補助金を交付しない。

(交付を受ける資格の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、創業の日（ただし、証明書の発行日が創業の日以降の場合は、証明書の発行日とする。）以後30日以内に、土岐市創業者店舗賃貸借促進補助金資格認定申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 賃貸借契約書の写し
- (2) 固定資産税課税台帳の写し
- (3) 創業者の同意書又はこれに代わる書類
- (4) 証明書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付を受ける資格の認定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合には、その内容を審査し、補助金の交付を受ける資格を認定するときは土岐市創業者店舗賃貸借促進補助金資格認定通知書（別記様式第2号）により、認定しないときは土岐市創業者店舗賃貸借促進補助金資格否認通知書（別記様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(変更届)

第7条 前条の認定を受けた者は、第5条の規定による申請の内容に変更が生じた場合には、速や

かに土岐市創業者店舗賃貸借促進補助金資格変更届（別記様式第4号）に変更した内容がわかる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（廃止届）

第8条 第6条の認定を受けた者は、第2条に掲げる要件を欠いた場合又は事業を廃止した場合には、速やかに土岐市創業者店舗賃貸借促進補助金資格廃止届（別記様式第5号）に廃止した内容を明らかにする書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（交付の申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、認定日を起算日として、12月を経過した日、24月を経過した日及び36月を経過した日（以下「認定日等」という。）から30日以内に、土岐市創業者店舗賃貸借促進補助金交付申請書（別記様式第6号。以下「補助金交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1） 市税完納証明書
- （2） 当該申請に係る店舗及び店舗敷地に対して賦課された固定資産税の額を証明する書類
- （3） 土岐市創業者店舗賃貸借促進補助金資格認定通知書の写し
- （4） その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、認定日等から30日以内の期間に補助金の額の計算の根拠となる固定資産税額が確定していないときは、当該固定資産税額が確定した日から30日以内に、補助金交付申請書を提出するものとする。

（交付の決定）

第10条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、補助金の交付を決定するときは土岐市創業者店舗賃貸借促進補助金交付決定通知書（別記様式第7号）により、補助金を交付しないときは土岐市創業者店舗賃貸借促進補助金不交付決定通知書（別記様式第8号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（交付の請求）

第11条 前条の交付の決定を受けた者は、交付の決定の日以後30日以内に土岐市創業者店舗賃貸借促進補助金交付請求書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定の取消し及び返還）

第12条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定を取り消し、既に支払った補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- （1） 虚偽の申請があったとき。

(2) 店舗又は店舗敷地を賃貸した創業者が、正当な理由がなく連續して30日以上休業したとき。
(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年8月27日告示第104号)

この告示は、平成30年9月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月24日告示第38号)

この告示は、令和4年3月24日から施行する。